

## 石油パイプライン事業法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 石油パイプライン事業の許可
- 手続根拠 : ・ 石油パイプライン事業法第5条第1項  
・ 石油パイプライン事業法施行規則第3条第1項
- 手続対象者 : 石油パイプライン事業を営もうとする者
- 提出時期 : -
- 提出方法 : 郵送または持参
- 手数料 : 無し
- 添付書類・部数 : 1) 事業用施設の設置の場所を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺5万分の1以上の地形図  
2) 送油導管についてはその内径および導管内の常用圧力（正常時における導管内の最高運転圧力をいう。以下同じ。）の、送油用タンクについてはその容量の、送油用圧送機についてはその能力別の数の選定根拠を記載した書類  
3) 石油ターミナルの位置および面積を記載した書類ならびに当該石油ターミナルにおける送油導管、送油用タンクおよび送油用圧送機の配置の状況を記載した図面  
4) 次の事項を記載した事業計画書  
・ 事業開始予定年月日  
・ 石油パイプライン事業の開始の日（以下「事業開始日」という。）以後三年内の日を含む毎事業年度ならびに事業開始日から五年、十年および十五年を経過した日を含むそれぞれの事業年度における油種別の石油輸送量の見込みおよび石油輸送の計画  
・ 所要資金の額およびその調達方法ならびに借入金の返済計画  
・ 送油導管、送油用タンクおよび送油用圧送機ごとの工事の着手および完成の予定期日・工事費の概算  
5) 石油パイプライン事業の開始にあたり利用が予定される者の氏名または名称および住所を記載した書類  
6) 事業開始日以後三年内の日を含む毎事業年度ならびに事業開始日から五年、十年および十五年を経過した日を含むそれぞれの事業年度における事業収支見積書  
7) 事業用施設についての保安または運営に係る技術者のうち主たる者の履歴書  
8) 一の石油パイプラインの設置が石油パイプライン事業を営もうとする二以上の者により行なわれる場合にあつては、申請者以外の者の事業の計画および事業用施設の概要を記載した書類および図面  
9) 事業用施設の設置の場所の土地の利用の状況に関する説明書  
10) 申請者が会社の発起人である場合は、その会社の定款および役員となるべき者の履歴書  
11) 申請者が会社である場合は、その会社の定款、登記簿の抄本、最近の事業年度末の貸借対照表および損益計算書ならびに役員の履歴書

申請書様式 : 石油パイプライン事業許可申請書（詳細は提出先に問い合わせのこと）

記載要領・記載例 : 提出先に問い合わせのこと

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局貨物流通施設課、国土交通省道路局路政課、
- 受付時間 : 提出先に問い合わせのこと
- 相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報  
審査基準

- : 1) 申請の内容が基本計画に適合していること。  
2) 事業用施設が、利用者がその事業を利用するために不適切なものでないこと。  
3) 事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情、都市計画その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。  
4) 事業用施設の設置が、周辺の建物との保安距離、保安深度その他の保安措置の確保により災害の発生の防止が図られるものであること。  
5) その事業を安全かつ適確に遂行するに足る能力を有するものであること。  
6) その事業の計画の実施が確実であること。  
7) その他その事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であり、かつ、適切であること。

以上の規定を基としつつ、

1)については、許可申請の内容に関し、(ア)発地点、着地点、主要経過地、(イ)完成の目標年度、(ウ)石油の種類、輸送量等の項目について基本計画に適合しているかどうか、

2)については、事業用施設の配置が、特定の利用者に対して著しく不利に配置されていないかどうか、

5)については、経理的基礎及び技術的能力が確実であると認められるかどうか、

7)については、事業の開始が安定的、効率的かつ安全な石油の輸送を確保するために必要であり、かつ、適切であると認められるかどうか、等の点を勘案しつつ、同条について総合的に判断するものとする。

標準処理期間 : -

不服申立方法 : 行政不服審査法の手続に基づき実施のこと